平成 27 年 1 月 22 日
資源エネルギー庁

再生可能エネルギー特別措置法施行規則の一部を改正する省令と関連告示を公布しました

～再生可能エネルギーの最大限導入に向けた固定価格買取制度の運用見直し～

資源エネルギー庁は、昨年 12 月 18 日付けで「再生可能エネルギーの最大限導入に向けた固定価格買取制度の運用見直し等について」をとりまとめ、関係する省令・告示改正案についてパブリックコメントを実施しました。頂いた御意見等を踏まえた上で、本日付で電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令と関連告示を公布しました。

1. 改正趣旨

資源エネルギー庁は、再エネ特措法に基づく再生可能エネルギー発電設備の接続申込に対し、複数の一般電気事業者で回答保留が生じている状況を踏まえ、総合資源エネルギー調査会の新エネルギー小委員会及び同小委員会系統ワーキンググループにおいて、問題点の整理及び当面講ずべき対応策の検討を行った結果を踏まえ、新たな出力制御ルールの下での再生可能エネルギー導入への移行及び固定価格買取制度の運用見直しを行うことになりました。

電力系統への接続に制約が生じる中、最大限の再生可能エネルギー導入（kWh ベース）を実現するためには、より実効的かつきめ細かな出力制御ルールを導入することが不可欠です。今後、新たな出力制御ルールに基づき、きめ細かな出力制御を行うことで、再エネ電源の最大限導入を進め、「安定供給」と「再エネの導入拡大」との両立を図っていきます。

2. 改正省令・告示の内容

○ 新たな出力制御ルールの下での再生可能エネルギーの最大限導入
- (1) 出力制御の対象の見直し
- (2) 「30 日ルール」の時間制への移行
- (3) 指定電気事業者制度の活用による接続拡大

○ 固定価格買取制度の運用見直し
- (1) 太陽光発電に適用される調達価格の適正化
- (2) 接続枠を確保したまま事業を開始しない「空押さえ」の防止

(参考)公布した省令及び告示

・電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令

・平成二十四年経済産業省告示第百三十九号(電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第三条第一項及び同法附則第六条で読み替えて適用される同法第四条第一項の規定に基づき、同法第三条第一項の調達価格等並びに調達価格及び調達期間の例に準じて経済産業大臣が定める価格及び期間を定める件)の一部を改正する告示

3. パブリックコメントで頂いた御指摘等を踏まえた今後の対応(詳細は別紙参照)

○ 接続可能量の定期的な検証
○ 出力制御に関するルールやその遵守状況をチェックする仕組み等の整備
○ 出力制御期間の見込みの公表等
○ 連系線利用ルール等の見直し
○ 住宅用太陽光発電等の小規模太陽光発電や小規模風力発電に関する出力制御の適用時期の後ろ倒し

4. 今後のスケジュール

○ 施行:1 月 26 日(月)
※省令の一部及び告示については、2 月 15 日(日)に施行。

(本発表資料のお問い合わせ先)
資源エネルギー庁
省エネルギー・新エネルギー部 新エネルギー対策課長 松山
担当者: 青木、岸、日高、佐久
電 話:03-3501-1511(内線 4551)
03-3501-4031(直通)

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令案と関連告示案に関するパブリックコメントで頂いた御指摘等を踏まえた対応について

平成 27 年 1 月 22 日
資源エネルギー庁

新たな出力制御ルールの下での再生可能エネルギーの最大限導入に向けて、昨年 12 月 19 日付けで電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令案と関連告示案についてパブリックコメントを実施しました。頂いた御指摘を踏まえ、下記の対応を新たに追加させていただきます。

１．接続可能量の定期的な検証

今回示した接続可能量は、現行の出力制御ルール及び電源構成等を前提として電力各社が計算した数字を系統ワーキンググループで検証したものです。今後、接続可能量を拡大するための方策を引き続き検討するとともに、エネルギーミックスの検討状況や電力需給の状況等を踏まえて、接続可能量の再検証を適切なタイミングで継続的に行うことにより、再生可能エネルギーの最大限導入を着実に進めていきます。

２．出力制御に関するルールやその遵守状況をチェックする仕組み等の整備

出力制御を実際に行うに当たっては、電力会社の運用により、発電事業者間や家庭間で不公平が生じることを避ける観点から、どの電力会社においても公平かつ透明な出力制御が行われるよう、適切かつ公平なルールやその遵守状況をチェックする仕組み等を早急に整備することとします。

具体的には、本年４月に発足する広域的運営推進機関が、送配電等の業務に関するルールを策定するとともに、一般電気事業者による再生可能エネルギー電源への給電指令についても、ルールの遵守状況のチェックを行っていきます。また、再エネ特措法施行規則第６条において、再エネの出力制御に関する情報について、電力会社に公表義務を課すこととしています。当該情報について、系統利用者の利便性向上の観点から、広域的運営推進機関の系統情報公表システム（平成２８年４月から利用開始予定）等においても、広域的運営推進機関が一元的に公表することとします。

３．出力制御期間の見込みの公表等

今回の改正において、指定電気事業者には出力制御見込を事前に公表することを省令上、義務づけることとしています。すなわち、再生可能エネルギー発電事業者の採

算性確保を可能ならしめる観点から、可及的速やかに、遅くとも年度内に各電力会社が系統の状況や需要の変動等の状況によって、いくつかの場合分けを行った上でシミュレーションを行い、具体的な出力制御期間の見込みをあらかじめ計算することとします。また、その結果を可能な限り速やかに公表するとともに、年に1回程度改訂することにより再エネ事業者の予見可能性確保に努めることを求めることとします。

４．連系線利用ルール等の見直し

電力会社単位ではなく、日本全体で最も効率的に再生可能エネルギーを受け入れる観点から、広域的な系統利用を可能とするシステムを構築します。このため、地域間連系線の利用ルールや優先給電指令に関するルールを、電力システム改革の議論を行うワーキンググループにおいて議論中です。地域間連系線の利用ルールについては、現在、原則、年度を通じて固定している地域間連系線の運用容量を、今後は３０分毎にきめ細かく算定することや、小売事業者等に加えて発電設備設置者も地域間連系線の利用予約ができるようにすること等、本年４月から運用開始できるよう速やかに見直します。優先給電指令に関するルールについては、電力システム改革における小売全面自由化に合わせて見直すべく、早急に検討を行います。これらは、上述の広域的運営推進機関が策定する送配電等の業務に関するルールの中で位置づけます。

また、固定価格買取制度全体の見直しの中で、広域的な再生可能エネルギーの受入れに伴う電力会社間の新たな精算ルールや、地域内系統及び地域間連系線の強化に必要となる費用の新たな分担方法等の検討を速やかに開始し、遅くとも来年度中には成案を得ることとします。

加えて、今後のエネルギーミックスの検討と併せ、地域内系統や地域間連系線の増強方針等について検討し、その検討結果を踏まえ、広域的運営推進機関等の場において、可能な限り速やかにその具体化を図っていきます。

５．住宅用太陽光発電等の小規模太陽光発電（５００ｋW未満）や小規模風力発電（２０ｋW未満）に関する出力制御の適用時期の後ろ倒し

小規模太陽光発電の取扱い等については、地域ごとの系統状況等を踏まえ、下記のとおり一定の猶予期間を設定します。

（１）東京電力、中部電力、関西電力に対して接続をしようとする５０ｋW未満の太陽光発電については、当分の間、出力制御の対象外とします。また、５０ｋW以上～５００ｋW未満の太陽光発電については、円滑な制度の施行を行う観点から、制度の施行を４月１日から（４月１日以降に接続の申込みを行った案件から適用。以下同じ。）とします。

（２）現時点で接続可能量を超過していないと考えられる中国電力及び北陸電力に対して接続をしようとする５０ｋW未満の太陽光発電については、円滑な制度の施行を行う観点から、制度の施行を４月１日からとします。

（３）既に接続可能量を超過している又は超過しようとしている電力会社（北海道電力、東北電力、四国電力、九州電力、沖縄電力）に対して接続をしようとする１０ｋＷ未満（主に住宅用）の太陽光発電については、円滑な制度の施行を行う観点から、制度の施行を４月１日からとします。

実際の接続に際しては、１０ｋＷ未満（主に住宅用）の太陽光発電については、将来、必要が生じた場合に機器の設置等を行うことを約せば、接続できるようにするなど柔軟な制度運用を行います。なお、上記の取扱いとするもの以外については、施行日から改正後の出力制御ルールを適用することとします。

また、太陽光発電の出力制御に当たっては、１０ｋＷ以上（主に非住宅用）の制御を先行させ、１０ｋＷ未満（主に住宅用）については、優先的な取扱いをすることとした上で、１０ｋＷ未満（主に住宅用）の案件に対して出力制御を行わざるを得ない事態が生じた場合においても、余剰売電を前提としている１０ｋＷ未満（主に住宅用）については、自家消費分を超えて発電される余剰分を出力制御の対象とする方向で技術的な検討を行います。

（４）２０ｋＷ未満の風力発電については、当分の間、出力制御の対象外とします。ただし、風力発電について接続可能量を超過することが見込まれた結果、接続しようとする事業者が風力発電の指定電気事業者に指定された場合は、この限りではありません。

６．太陽光発電設備の仕様変更時の調達価格変更等の施行日の延期

運転開始前の太陽光発電設備の出力増加及び太陽電池の基本仕様の変更に係る運用変更について、当初予定していた２月１日から２月１５日まで施行日を延期します。

参考資料

固定価格買取制度の運用見直し等について

平成27年1月22日
資源エネルギー庁

再生可能エネルギーの受け入れについて

- ○ 現在、各電力会社は、再エネ事業者から売電の申込みを受ければ、自社の系統に再生可能エネルギー発電設備を接続することで、再生可能エネルギー電気を受け入れている。
- ○ 電気は常に需要と供給を一致させていなければならず、需要に対して供給が多すぎても、停電の発生など、電気の安定供給に支障をきたすおそれがある。
- ○ 電力会社は、需要に対して供給が多すぎる場合、火力発電の発電量を必要最低限に抑える等により、供給を絞り込むが、それでもなお電気の供給が需要に対して多くなりすぎると見込まれれば、再生可能エネルギーの発電量も抑えることとなる。（現行ルールでは500kW以上の太陽光・風力の30日までの抑制が可能）
- ○ しかし、こうした供給の絞り込みの手だてを尽くしても、これ以上再生可能エネルギーを受け入れることが困難な場合、電力の安定供給を確保するため、各電力会社は再生可能エネルギーの接続ができなくなる。

【最小需要日（5月の晴天日等）の需給イメージ】

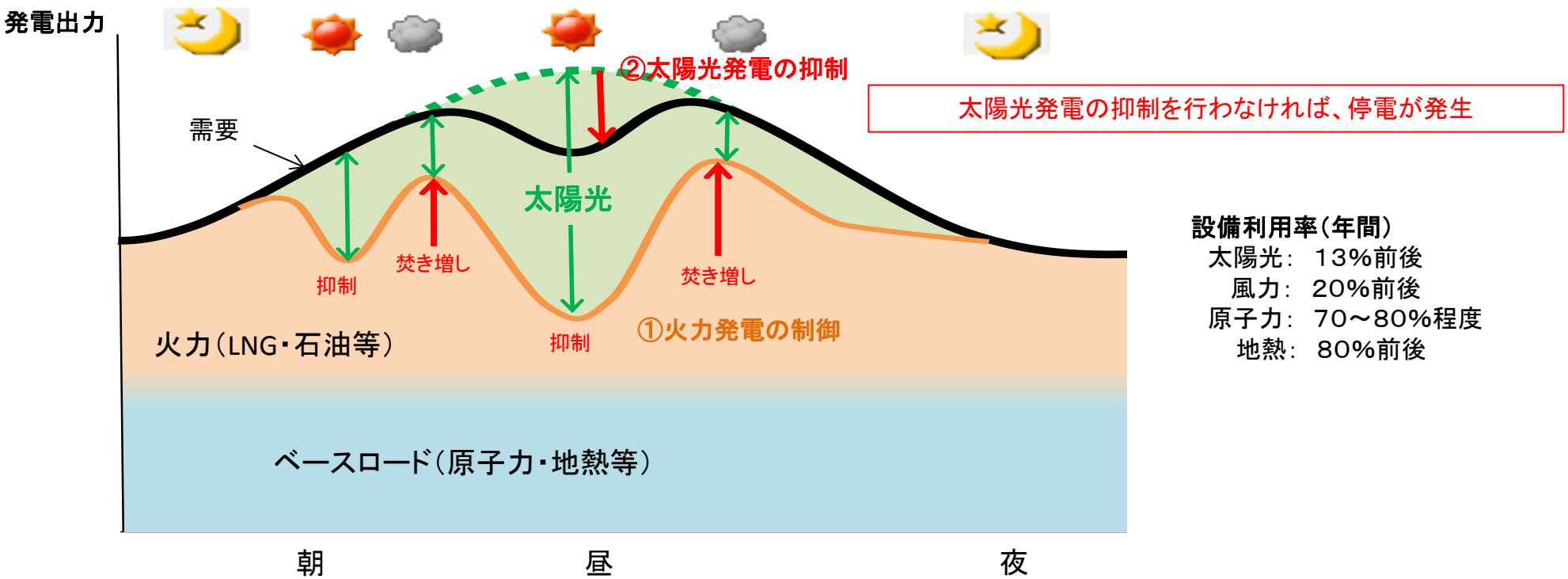

設備利用率（年間）

太陽光： 13%前後
風力： 20%前後
原子力： 70～80%程度
地熱： 80%前後

現行の出力制御ルールの考え方

○ 太陽光や風力の出力制御が出来ない場合、停電等の事態を避けるため、最も需要が少ない状況を基準として、太陽光等の接続可能量が決まることとなり、出力制御を行う場合と比較して接続可能量が少なくなる。

○ 他方、低需要期を中心に出力制御を行うことができれば、こうした制約が緩和されるため、より多くの太陽光等の導入が可能となり、高需要期には出力制御を行わずに発電ができることから、電力量でみれば、より多くの再生可能エネルギーを導入可能。

（太陽光等について出力制御が出来ない場合の接続可能量は1175．5万kW。他方、現行ルール（500kW以上の太陽光等に年間30日を上限とした出力制御を行う）下での接続可能量は2368．6万kW。詳細は次ページ参照。）

○ 制度開始当初から、こうした出力制御と接続可能量の関係性に加え、発電事業者の予測可能性、国民負担とのバランスを考慮し、500kW以上の太陽光等について、電力需給上の理由から出力制御を行う場合は無補償とした上で、無補償とする日数は電力需給上の特異日として想定された年間30日を上限とすることを接続に際しての条件としてきた（「30日ルール」）。

○ また、年間30日までの出力制御を行ってもなお追加的に再生可能エネルギーを受け入れられない場合であっても、年間30日以上の出力制御を条件とすることに合意する場合は、引き続き電力会社に接続義務を課すことにより、更なる接続を可能としている（指定電気事業者制度）。

電力各社の接続可能量、接続申込量の状況について

- 接続保留問題の発生を受けて、昨年10月以降、系統ワーキンググループにおいて、現行の設備やルールを前提とした電力各社の接続可能量の検証を集中的に実施し、各社の接続可能量が確定。
- 接続可能量は定期的に見直すこととし、将来的に増加した場合は効果的に配分。（配分ルールは別途検討）

	太陽光発電				（参考）
	①現行ルールにおける接続可能量	②承諾済・承諾必要案件の申込量	③全接続申込量（11月末）	④認定量（10月末）	⑤風力発電接続可能量
北海道電力	117万kW	251万kW※3	251万kW	287万kW	56万kW
東北電力	552万kW	584万kW※2	619万kW	1，076万kW	200万kW
四国電力	219万kW	211万kW	219万kW	250万kW	60万kW
九州電力	817万kW	815万kW	1，322万kW	1，776万kW	100万kW
沖縄電力	35．6万kW	31万kW	33万kW	57万kW	2．5万kW
北陸電力	70万kW※3	63万kW	63万kW	98万kW	45万kW
中国電力	558万kW	429万kW	429万kW	532万lW	100万kW
合計	2，369万kW	2，384万kW	2，936万kW	4，076万kW	564万kW

※1：②、③の申込量には、離島分を含んでいない。
※2：584万kWまで受け入れる方針
※3：北海道の数値は、現在の指定事業者制度の対象である500kW以上の太陽光発電案件分を含む。
※4：系統WG提示の考え方に基づく現行の接続可能量70万kWに加えて、連系線活用により接続可能量を40万kW拡大。

太陽光等のきめ細かな出力制御システムの導入による接続可能量の拡大

○ 太陽光発電については、**現行ルール下での接続申込量が接続可能量に達していない電力会社**においては、**小規模設備も含めて時間単位できめ細かく出力制御を行う新しいシステムに移行することにより、接続可能量を拡大**。（風力発電も同様）

- ✓ **出力制御の対象の見直し**

  出力制御可能な電源を小規模設備（500kW未満）まで拡大する

  （例：本措置のみの導入により、中国電力の太陽光の接続可能量は18万kW増加と試算）

- ✓ **「日数単位」から「時間単位」への移行**

  出力制御の上限を、日数単位（30日／年）から時間単位（太陽光360時間／年、風力720時間／年）とする

  （例：本措置のみの導入により、中国電力の太陽光の接続可能量が64万kW増加と試算）

○ また、**接続可能量を超過した場合には、指定電気事業者制度を活用し、出力制御の上限を外して、更に接続を継続。**（今後は、指定電気事業者制度の下でも、小規模設備も含め時間単位で出力制御することにより、抑制される発電量を必要最小限とする。）

○ これらの出力制御を実効性あるものとするために必要な対応（制御可能な機器の設置等）もあわせて実施。

○ なお、小規模案件については、以下の通り一定の配慮を行う。

- ✓ 地域毎の系統状況等を踏まえ、電力会社ごとに上記ルールの猶予期間を設定（詳細は次ページ、次々ページ参照）。
- ✓ 実際の接続に際しては、10kW未満（主に住宅用）の太陽光発電については、将来、必要が生じた場合に機器の設置等を行うことを約せば、接続できるようにするなど柔軟な制度運用を行う。
- ✓ 太陽光発電の出力制御に当たっては、10kW以上（主に非住宅用）の制御を先行させ、10kW未満（主に住宅用）については、優先的な取扱いをすることとした上で、10kW未満（主に住宅用）の案件に対して出力制御を行わざるを得ない事態が生じた場合においても、余剰売電を前提としている10kW未満（主に住宅用）については、自家消費分を超えて発電される余剰分を出力制御の対象とする方向で技術的な検討を行う。

○ さらに、今後、**出力制御に関するルールやその遵守状況をチェックする仕組み等の整備や、指定電気事業者制度における出力制御期間の見込みの公表等**を早急に検討。

（参考）太陽光に対する出力制御ルールの適用関係

○ 接続申込み先の電力会社及び設備の出力に応じ、出力制御のルールの適用関係は下表のとおり。（系統の状況等に応じて、**①360時間を上限とした時間単位の出力制御（360時間ルール）、又は、②上限を超える出力制御（指定ルール）が適用。**）なお、下表に該当しない案件は現行ルール（1月22日現在）がそのまま適用される。

	～10kW	10～50kW	50kW～500kW	500kW～
東京 中部 関西	出力制御の対象外	出力制御の対象外	平成27年4月1日以降に接続申込みをする案件から360時間ルールを適用。※1	平成27年1月26日以降に接続申込みをする案件から360時間ルールを適用。※2
北陸 中国	平成27年4月1日以降に接続申込みをする案件から360時間ルールを適用。ただし、接続可能量超過後に接続申込みをしたと認められる案件からは指定ルールを適用。※1 ※5	平成27年4月1日以降に接続申込みをする案件から360時間ルールを適用。ただし、接続可能量超過後に接続申込みをしたと認められる案件からは指定ルールを適用。※1 ※5	平成27年1月26日以降に接続申込みをする案件から360時間ルールを適用。ただし、接続可能量超過後に接続申込みをしたと認められる案件からは指定ルールを適用。※3 ※5	平成27年1月26日以降に接続申込みをする案件から360時間ルールを適用。ただし、接続可能量超過後に接続申込みをしたと認められる案件からは指定ルールを適用。※2 ※5
四国 沖縄	平成27年4月1日以降に接続申込みをする案件から360時間ルールを適用。ただし、接続可能量超過後に接続申込みをしたと認められる案件からは指定ルールを適用。※1 ※5	平成27年1月26日以降に接続申込みをする案件から360時間ルールを適用。ただし、接続可能量超過後に接続申込みをしたと認められる案件からは指定ルールを適用。※3 ※5	平成27年1月26日以降に接続申込みをする案件から360時間ルールを適用。ただし、接続可能量超過後に接続申込みをしたと認められる案件からは指定ルールを適用。※3 ※5	平成27年1月26日以降に接続申込みをする案件から360時間ルールを適用。ただし、接続可能量超過後に接続申込みをしたと認められる案件からは指定ルールを適用。※2 ※5
北海道 東北 九州	平成27年4月1日以降に接続申込みをする案件から指定ルールを適用。※1 ※4 ※5	接続可能量超過後に接続申込みをしたと認められる案件から指定ルールを適用。※4 ※5	接続可能量超過後に接続申込みをしたと認められる案件から指定ルールを適用。※4 ※5	接続可能量超過後に接続申込みをしたと認められる案件から指定ルールを適用。※4 ※5

※1 平成27年3月31日までの接続申込み案件は、出力制御の対象外。
※2 平成27年1月25日までの接続申込み案件は、30日を上限とした日単位の出力制御（30日ルール）の対象。ただし、電力会社の系統の状況によっては、1月25日以前の接続申込み案件であっても、360時間ルールの対象となる場合もあるので、詳しくは各電力会社にお問い合わせください。
※3 平成27年1月25日までの接続申込み案件は、原則出力制御の対象外。ただし、電力会社の系統の状況によっては、1月25日以前の接続申込み案件であっても、360時間ルールの対象となる場合もあるので、詳しくは各電力会社にお問い合わせください。
※4 北海道電力、東北電力、九州電力については、既存の接続申込量で接続可能量を超過しており、360時間ルールの対象案件が想定されない。
※5 いつ時点の接続申込み案件から「接続可能量超過後に接続申込みをしたと認められる案件」となるかについては、各電力会社にお問い合わせください。

地熱、水力、風力等の今後の受入れ方針の明確化

○ 限られた系統容量（kW）の中、稼働率の低い太陽光発電に偏ることなく、その他の稼働率の高い再生可能エネルギーをバランス良く導入することにより、再生可能エネルギーの発電量（kWh）を増加させることが可能。

○ このため、今後、太陽光以外の電源については、再生可能エネルギーの最大限導入の観点から、以下の通り受入れ方針を明確化。

- ✓ **ベースロード電源である地熱、水力は、出力制御の対象とせず、接続（原則受け入れ）。**
- ✓ **出力制御が可能なバイオマスについては、新たな出力制御ルール（※）に移行し、接続。**
- ✓ **既に接続可能量が設定されている風力は、当該接続可能量までは、新たな出力制御ルールで 、接続。**

（接続可能量を超過することが見込まれる場合は、出力制御の上限を外して受け入れること（指定電気事業者制度の活用）を検討）

（※）バイオマスについては、現在、一律に火力発電と同等の出力制御の対象となっているが、**出力制御の受容可能性を踏まえたきめ細かい出力制御ルールを設定**。（③→②→①の順に出力制御を実施）

① 地域型バイオマス発電（メタン発酵ガス発電、一般廃棄物発電、木質バイオマス・農作物残さ発電などであって、地域賦存する資源を有効活用する発電）

※燃料貯蔵の困難性、技術的制約等により出力制御が困難な場合（緊急時を除く）は、出力制御の対象外。

②バイオマス専焼発電（地域型バイオマス発電に該当するものを除く）

③化石燃料混焼発電（地域型バイオマス発電に該当するものを除く）

＜施行日以降に接続申込みを行った案件についての出力制御ルール（全電力会社共通）＞

風力（20kW未満）	風力（20kW以上）	バイオマス
出力制御の対象外※1	出力制御の対象※2 ※3	出力制御の対象※3 （地域型バイオマス発電は一部対象外）

※1 風力発電について、接続可能量を超過することが見込まれた結果、接続しようとする事業者が風力発電の指定電気事業者に指定された場合は、この限りではない。

※2 風力発電について、720時間を上限とした時間単位の出力制御になるが、接続可能量を超過することが見込まれた結果、接続しようとする事業者が風力発電の指定電気事業者に指定された場合は、指定ルールへ移行する。

※3 出力制御対象の場合、電力会社からの求めに応じ、出力の制御を行うために必要な機器の設置、費用負担等が必要。

福島に対する特別な対応

○ 福島復興の柱の一つである再生可能エネルギーの導入について、福島に対する特別な対応を実施

1. 福島県内にある東京電力の送変電設備の活用

福島の復興に寄与する再生可能エネルギー発電事業について、東京電力系統に直接送電を可能とするために、東京電力によって新福島変電所（富岡町）の改修工事を実施するとともに、現在使用していない送電線を活用できるようにする。

2. 再生可能エネルギー発電設備、送電線や蓄電池等の導入支援

平成26年度補正予算案により、下記の支援を措置。

（1）福島県の避難解除区域等における、発電事業の収益の一部を復興活動に活用する再生可能エネルギー発電事業について、発電設備、蓄電池・送電線等の導入を支援。

○補助率：発電設備1／10、蓄電池・送電線等2／3

うち福島県内に本社を有する中小企業等は、発電設備1／5、蓄電池・送電線等2／3

（2）福島県全域（上記（1）の地域を除く）における、自治体と連携し地域の復興に寄与する再生可能エネルギー発電事業について、発電設備、蓄電池・送電線等の導入を支援。

○補助率：発電設備1／10、蓄電池・送電線等1／3

○岩手県及び宮城県の津波浸水地域においても同様に措置

（3）基幹系統に大規模蓄電池を設置して行う、再生可能エネルギーの受入可能量を拡大するための実証を支援。

3. 避難解除区域等における優先的な接続枠の確保

避難解除区域等の復興に寄与する再生可能エネルギー発電事業に対し、蓄電池の活用や接続枠を確保しているにも関わらず事業開始に向けた取組が進まない案件の解除等により、東北電力の系統への優先的な接続枠の確保を図り、避難解除区域等のうち特に新福島変電所への接続が困難な地域における再生可能エネルギー発電事業を推進。

今後の導入拡大策等

○接続可能量の拡大のため、**発電事業者が設置する蓄電池の導入や、電力会社が設置する大型蓄電池の実証事業を支援**する。（平成26年度補正予算案（744．0億円）の内数）

○電力会社単位ではなく、日本全体で最も効率的に再生可能エネルギーを受け入れる観点から、**広域的な系統利用を可能とするシステムを構築**するため、**地域間連系線の利用ルールや優先給電指令に関するルールを見直す**。

- 地域間連系線の利用ルールについては、現在、原則、年度を通じて固定している地域間連系線の運用容量を、今後は30分毎にきめ細かく算定することや、小売事業者等に加えて発電設備設置者も地域間連系線の利用予約ができるようにすること等、本年4月から運用開始できるよう速やかに見直す。
- 優先給電指令に関するルールについては、電力システム改革における小売全面自由化に合わせて見直すべく、早急に検討を行う。これらは、上述の広域的運営推進機関が策定する送配電等の業務に関するルールの中で位置づける。
- また、固定価格買取制度全体の見直しの中で、広域的な再生可能エネルギーの受入れに伴う電力会社間の新たな精算ルールや、地域内系統及び地域間連系線の強化に必要となる費用の新たな分担方法等の検討を速やかに開始し、遅くとも来年度中には成案を得る。
- 加えて、今後のエネルギーミックスの検討と併せ、地域内系統や地域間連系線の増強方針等について検討し、その検討結果を踏まえ、広域的運営推進機関等の場において、可能な限り速やかにその具体化を図る。

○エリア全体の接続可能量に余裕があるものの、その接続のために一定の送変電設備の増強が必要となる場合に、**系統接続費用に関する入札募集方式**（東京電力が群馬県北部で試行実施中）**の導入を行う**。

【地域間連系線を利用した場合の太陽光発電の接続可能量の増加分（各社の自主的取組を超える分）】

(万kW)

	北海道	東北	北陸	中国	四国	九州	沖縄
接続可能量拡大量 （地域間連系線の活用分）	（接続可能量に織込済）	+42 （20）	+40 （30）	+21 (20)	+26 （15）	（接続可能量に織込済）	－

※上段：太陽光連系可能量増分、下段：連系線活用量

出典：第8回新エネルギー小委員会　資料1

固定価格買取制度の設備認定等の運用見直し

○ 国民負担を抑制しつつ、再生可能エネルギー発電事業の健全かつ円滑な実施を図ることができるよう、以下の通り、制度の運用を見直す。

＜太陽光発電に適用される調達価格の適正化＞

	内容	適用時期
調達価格の決定時期	「接続申込時」から「接続契約時」に変更 （ただし、電力会社の理由で、接続申込みから270日を経過しても契約締結に至っていない証明があれば、当該期間が経過した時点（接続申込みの翌日から270日後の日）の調達価格を適用）	平成27年4月1日から適用（予定）
運転開始前の設備の仕様変更	「発電出力の増加」、「太陽電池の基本仕様の変更」（※メーカー・種類の変更、変換効率の低下）を行う場合、変更認定を求め、原則として、変更認定時の調達価格に変更	平成27年2月15日以降の変更認定申請から適用
運転開始後の出力変更	「発電出力の増加」を行う場合、増加部分を別設備として新たに認定し、その時点の調達価格を適用 （事業者の選択により、変更認定により既認定部分も含めた設備全体について、変更認定時の調達価格に変更することも可能）	平成27年4月1日以降の別設備としての認定（又は変更認定）申請から適用（予定）

＜事業の健全かつ円滑な実施＞

	内容	適用時期
接続枠の「空押さえ」の防止	電力会社が、接続契約の締結時に接続枠を確定させることとした上で、接続契約の締結後1か月以内に接続工事費用が入金されない場合や、契約上の予定日までに運転開始しない場合は、接続枠を解除可能とする	平成27年1月26日以降の接続申込みから適用
立地の円滑化（地域トラブル防止）	認定時に関係法令の手続き状況について提出を求め、個々の案件の詳細情報とともに、地方自治体に提供	可能な限り速やかに実施

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令　新旧対照条文

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（接続の請求を拒むことができる正当な理由） 第六条　法第五条第一項第三号の経済産業省令で定める正当な理由は、次のとおりとする。 一　当該特定供給者が、自らの認定発電設備の所在地、出力その他の当該認定発電設備と被接続先電気工作物とを電気的に接続するに当たり必要不可欠な情報を提供しないこと。 二　当該接続に係る契約の内容が、次のいずれかに該当すること。 イ　虚偽の内容を含むものであること。 ロ　法令の規定に違反する内容を含むものであること。 ハ　損害賠償又は違約金に関し、次のいずれかに該当する内容を含むものであること。 (1)　接続請求電気事業者が、その責めに帰すべき事由によらないで生じた損害を賠償すること（第三号トに規定する場合を除く。）。 (2)　接続請求電気事業者が当該接続に係る契約に基づく義務に違反したことにより生じた損害を超えた額の賠償をすること。 三　当該特定供給者が当該認定発電設備の出力の抑制に関し次に掲げる事項（第七号及び第九号に掲げる場合にあっては、ホからチまでに掲げる事項）を当該接続に係る契約の内容とすることに同意しないこと。 イ　接続請求電気事業者が、次の(1)及び(2)に掲げる措置（以	（接続の請求を拒むことができる正当な理由） 第六条　法第五条第一項第三号の経済産業省令で定める正当な理由は、次のとおりとする。 一　当該特定供給者が、自らの認定発電設備の所在地、出力その他の当該認定発電設備と被接続先電気工作物とを電気的に接続するに当たり必要不可欠な情報を提供しないこと。 二　当該接続に係る契約の内容が、次のいずれかに該当すること。 イ　虚偽の内容を含むものであること。 ロ　法令の規定に違反する内容を含むものであること。 ハ　損害賠償又は違約金に関し、次のいずれかに該当する内容を含むものであること。 (1)　接続請求電気事業者が、その責めに帰すべき事由によらないで生じた損害を賠償すること（第三号ニに規定する場合を除く。）。 (2)　接続請求電気事業者が当該接続に係る契約に基づく義務に違反したことにより生じた損害を超えた額の賠償をすること。 三　当該特定供給者が当該認定発電設備の出力の抑制に関し次に掲げる事項（第七号に掲げる場合にあっては、ロからニに掲げる事項）を当該接続に係る契約の内容とすることに同意しないこと。 イ　接続請求電気事業者が、次の(1)及び(2)に掲げる措置（以

下「回避措置」という。）を講じたとしてもなお当該接続請求電気事業者の電気の供給量がその需要量を上回ることが見込まれる場合（当該特定供給者が第二条第一号又は第二号に掲げる太陽光発電設備を用いる者である場合にあっては、当該接続請求電気事業者が回避措置を講じ、及び第二条第三号に掲げる太陽光発電設備について出力の抑制（蓄電池の充電等の当該抑制と同等の措置を含む。イからニまで、第六号及び第七号において同じ。）を行ったとしてもなお当該接続請求電気事業者の電気の供給量がその需要量を上回ることが見込まれる場合）において、当該特定供給者（太陽光発電設備又は風力発電設備を用いる者に限る。イ及び第七号から第九号までにおいて同じ。）は、当該接続請求電気事業者の指示に従い当該認定発電設備の出力の抑制を行うこと（原則として当該指示が出力の抑制を行う前日までに行われ、かつ、当該接続請求電気事業者が用いる太陽光発電設備及び風力発電設備の出力も当該特定供給者の認定発電設備の出力と同様に抑制の対象としている場合に行われるものである場合に限る。）、当該抑制により生じた損害（太陽光発電設備に係る損害にあっては、年間三百六十時間を超えない範囲内で行われる当該抑制により生じた損害に限り、風力発電設備に係る損害にあっては、年間七百二十時間を超えない範囲内で行われる当該抑制により生じた損害に限る。）の補償を求めないこと（当該接続請求電気事業者が当該特定供給者に書面により、当該回避措置を講じたこと、当該回避措置を講じてもなお当該接続請求電気事業者の電気の供給量がその需要量を上回ると見込んだ合理的な理由及び当該指示が合理的なものであったことを、当該指示をした後遅滞なく示した場合に限る

下「回避措置」という。）を講じたとしてもなお当該接続請求電気事業者の電気の供給量がその需要量を上回ることが見込まれる場合において、当該特定供給者（太陽光発電設備又は風力発電設備であってその出力が五百キロワット以上のものを用いる者に限る。イ、第七号及び第八号において同じ。）は、当該接続請求電気事業者の指示に従い当該認定発電設備の出力の抑制を行うこと（原則として当該指示が出力の抑制を行う前日までに行われ、かつ、自ら用いる太陽光発電設備及び風力発電設備の出力も当該特定供給者の認定発電設備の出力と同様に抑制の対象としている場合に行われるものである場合に限る。）、当該抑制により生じた損害（年間三十日を超えない範囲内で行われる当該抑制により生じた損害に限る。）の補償を求めないこと（当該接続請求電気事業者が当該特定供給者に書面により、当該指示を行う前に当該回避措置を講じたこと、当該回避措置を講じてもなお当該接続請求電気事業者の電気の供給量がその需要量を上回ると見込んだ合理的な理由及び当該指示が合理的なものであったことを、当該指示をした後遅滞なく示した場合に限る。）及び当該抑制を行うために必要な体制の整備を行うこと。

。）及び当該抑制を行うために必要な体制の整備を行うこと。

(1) 当該接続請求電気事業者が所有する発電設備（太陽光発電設備、風力発電設備、原子力発電設備、水力発電設備（揚水式発電設備を除く。）及び地熱発電設備を除く。以下この(1)において同じ。）及び接続請求電気事業者が調達している電気の発電設備の出力の抑制（安定供給上の支障があると判断される限度まで行われる出力の抑制（ニに規定する認定発電設備の出力の抑制の指示に応じることが困難な場合を除く。）をいう。）、並びに水力発電設備（揚水式発電設備に限る。）の揚水運転

(2) 当該接続請求電気事業者の電気の供給量がその需要量を上回ることが見込まれる場合における当該上回ることが見込まれる量の電気の取引の申込み

ロ 接続請求電気事業者の電気の供給量がその需要量を上回ることが見込まれる場合において、当該特定供給者（バイオマス発電設備（バイオマス専焼発電設備（ハに規定するバイオマス専焼発電設備をいう。）及び地域資源バイオマス発電設備（ニに規定する地域資源バイオマス発電設備をいう。）を除く。ロにおいて同じ。）を用いる者に限る。ロにおいて同じ。）は、当該接続請求電気事業者の指示に従い、当該認定発電設備の出力の抑制を行うこと（原則として当該指示が出力の抑制を行う前日までに行われ、かつ、当該接続請求電気事業者が用いるバイオマス発電設備の出力も当該特定供給者の認定発電設備の出力と同様に抑制の対象としている場合に行われるものである場合に限る。）、当該抑制により生じた損害の補償を求めないこと（当該接続請求電気事業者が当該特定供給者に書面により、当

(1) 当該接続請求電気事業者が所有する発電設備（太陽光発電設備、風力発電設備、原子力発電設備、水力発電設備（揚水式発電設備を除く。）及び地熱発電設備を除く。以下この(1)において同じ。）及び接続請求電気事業者が調達している電気の発電設備の出力の抑制（安定供給上支障があると判断される限度まで行われる出力の抑制をいう。）、並びに水力発電設備（揚水式発電設備に限る。）の揚水運転

(2) 当該接続請求電気事業者の電気の供給量がその需要量を上回ることが見込まれる場合における当該上回ることが見込まれる量の電気の取引の申込み

（新設）

該接続請求電気事業者の電気の供給量がその需要量を上回ると見込んだ合理的な理由及び当該指示が合理的なものであったことを、当該指示をした後遅滞なく示した場合に限る。）及び当該抑制を行うために必要な体制の整備を行うこと。

ハ　接続請求電気事業者がイ(1)に掲げる措置（バイオマス発電設備に係る措置を除く。ハ及びニにおいて同じ。）を講じ、及びロに掲げる出力の抑制を行ったとしてもなお当該接続請求電気事業者の電気の供給量がその需要量を上回ることが見込まれる場合において、当該特定供給者（バイオマス専焼発電設備（バイオマスのみを電気に変換する設備（ニに規定する地域資源バイオマス発電設備を除く。）をいう。以下同じ。）を用いる者に限る。ハにおいて同じ。）は、当該接続請求電気事業者の指示に従い、出力の抑制を行うこと（原則として当該指示が出力の抑制を行う前日までに行われ、かつ、当該接続請求電気事業者が用いるバイオマス専焼発電設備の出力も当該特定供給者の認定発電設備の出力と同様に抑制の対象としている場合に行われるものである場合に限る。）、当該抑制により生じた損害の補償を求めないこと（当該接続請求電気事業者が当該特定供給者に書面により、イ(1)に掲げる措置及びロに掲げる出力の抑制を行ったこと、イ(1)に掲げる措置を講じ、及びロに掲げる出力の抑制を行ったとしてもなお当該接続請求電気事業者の電気の供給量がその需要量を上回ると見込んだ合理的な理由並びに当該指示が合理的なものであったことを、当該指示をした後遅滞なく示した場合に限る。）及び当該抑制を行うために必要な体制の整備を行うこと。

ニ　接続請求電気事業者がイ(1)に掲げる措置を講じ、並びに

（新設）

（新設）

ロ及びハに掲げる出力の抑制を行ったとしてもなお当該接続請求電気事業者の電気の供給量がその需要量を上回ることが見込まれる場合において、当該特定供給者（地域資源バイオマス発電設備（第二条第十五号から第十九号までに掲げる設備（地域に存するバイオマスの有効活用に資するものに限る。）をいう。以下同じ。）を用いる者に限る。ニにおいて同じ。）は、燃料の貯蔵に係る制約、出力の抑制を行うに当たって生じる技術的な制約その他の制約により、緊急時を除き出力の抑制の指示に応じることが困難である場合を除き、当該接続請求電気事業者の指示に従い、出力の抑制を行うこと（原則として当該指示が出力の抑制を行う前日までに行われ、かつ、当該接続請求電気事業者が用いる地域資源バイオマス発電設備の出力も当該特定供給者の認定発電設備の出力と同様に抑制の対象としている場合に行われるものである場合に限る。）、当該抑制により生じた損害の補償を求めないこと（当該接続請求電気事業者が当該特定供給者に書面により、イ(1)に掲げる措置並びにロ及びハに掲げる出力の抑制を行ったこと、イ(1)に掲げる措置を講じ、並びにロ及びハに掲げる出力の抑制を行ったとしてもなお当該接続請求電気事業者の電気の供給量がその需要量を上回ると見込んだ合理的な理由並びに当該指示が合理的なものであったことを、当該指示をした後遅滞なく示した場合に限る。）及び当該抑制を行うために必要な体制の整備を行うこと。

ホ　(1)又は(2)に掲げる場合（接続請求電気事業者の責めに帰すべき事由によらない場合に限る。）には、当該接続請求電気事業者が当該特定供給者の認定発電設備の出力の抑制を行うことができること、及び当該接続請求電気事業者が

ロ　(1)又は(2)に掲げる場合（接続請求電気事業者の責めに帰すべき事由によらない場合に限る。）には、当該接続請求電気事業者が当該特定供給者の認定発電設備の出力の抑制を行うことができること、及び当該接続請求電気事業者が

、書面により当該抑制を行った合理的な理由を示した場合には、当該抑制により生じた損害の補償を求めないこと。

(1) 天災事変により、被接続先電気工作物の故障又は故障を防止するための装置の作動により停止した場合

(2) 人若しくは物が被接続先電気工作物に接触した場合又は被接続先電気工作物に接近した人の生命及び身体を保護する必要がある場合において、当該接続請求電気事業者が被接続先電気工作物に対する電気の供給を停止した場合

ヘ (1)又は(2)に掲げる場合には、接続請求電気事業者の指示に従い当該認定発電設備の出力の抑制を行うこと、及び当該接続請求電気事業者が、書面により当該指示を行った合理的な理由を示した場合には、当該抑制により生じた損害の補償を求めないこと。

(1) 被接続先電気工作物の定期的な点検を行うため、異常を探知した場合における臨時の点検を行うため又はそれらの結果に基づき必要となる被接続先電気工作物の修理を行うため必要最小限度の範囲で当該接続請求電気事業者が被接続先電気工作物に対する電気の供給を停止又は抑制する場合

(2) 当該特定供給者以外の者が用いる電気工作物と被接続先電気工作物とを電気的に接続する工事を行うため必要最小限度の範囲で当該接続請求電気事業者が被接続先電気工作物に対する電気の供給を停止又は抑制する場合

ト イからへまで及び第七号ロにおいて出力の抑制により生じた損害の補償を求めないこととされている場合以外の場合において、当該接続請求電気事業者による当該特定供給者の認定発電設備の出力の抑制又は当該接続請求電気事業

、書面により当該抑制を行った合理的な理由を示した場合には、当該抑制により生じた損害の補償を求めないこと。

(1) 天災事変により、被接続先電気工作物の故障又は故障を防止するための装置の作動により停止した場合

(2) 人若しくは物が被接続先電気工作物に接触した場合又は被接続先電気工作物に接近した人の生命及び身体を保護する必要がある場合において、当該接続請求電気事業者が被接続先電気工作物に対する電気の供給を停止した場合

ハ (1)又は(2)に掲げる場合には、接続請求電気事業者の指示に従い当該認定発電設備の出力の抑制を行うこと、及び当該接続請求電気事業者が、書面により当該指示を行った合理的な理由を示した場合には、当該抑制により生じた損害の補償を求めないこと。

(1) 被接続先電気工作物の定期的な点検を行うため、異常を探知した場合における臨時の点検を行うため又はそれらの結果に基づき必要となる被接続先電気工作物の修理を行うため必要最小限度の範囲で当該接続請求電気事業者が被接続先電気工作物に対する電気の供給を停止又は抑制する場合

(2) 当該特定供給者以外の者が用いる電気工作物と被接続先電気工作物とを電気的に接続する工事を行うため必要最小限度の範囲で当該接続請求電気事業者が被接続先電気工作物に対する電気の供給を停止又は抑制する場合

ニ イからハ及び第七号ロにおいて出力の抑制により生じた損害の補償を求めないこととされている場合以外の場合において、接続請求電気事業者による特定供給者の認定発電設備の出力の抑制又は当該接続請求電気事業者による指示

者による指示に従って当該特定供給者が行った認定発電設備の出力の抑制により生じた損害については、その出力の抑制を行わなかったとしたならば当該特定供給者が特定契約電気事業者に供給したであろうと認められる再生可能エネルギー電気の量に当該再生可能エネルギー電気に係る調達価格を乗じて得た額を限度として補償を求めることができること、及び当該補償を求められた場合には当該接続請求電気事業者はこれに応じなければならないこと（当該接続に係る契約の締結時において、当該特定供給者及び当該接続請求電気事業者のいずれもが予想することができなかった特別の事情が生じた場合であって、当該特別の事情の発生が当該接続請求電気事業者の責めに帰すべき事由によらないことが明らかな場合を除く。）。

チ　接続請求電気事業者からの求めに応じ、出力の抑制を行うために必要な機器の設置、費用の負担その他必要な措置を講ずること。

四　当該特定供給者が、次に掲げる事項について当該接続に係る契約の内容とすることに同意しないこと。

イ　接続請求電気事業者の従業員（当該接続請求電気事業者から委託を受けて保安業務を実施する者を含む。）が、保安のため必要な場合に、当該特定供給者の認定発電設備又は当該特定供給者が維持し、及び運用する変電所若しくは開閉所が所在する土地に立ち入ることができること。

ロ　当該特定供給者（当該特定供給者が法人である場合にあっては、その役員又はその経営に関与している者を含む。）が、暴力団等に該当しないこと、及び暴力団等と関係を有する者でないこと。

ハ　当該接続に係る契約に関する訴えは、日本の裁判所の管

に従って当該特定供給者が行った認定発電設備の出力の抑制により生じた損害については、その出力の抑制を行わなかったとしたならば当該特定供給者が特定契約電気事業者に供給したであろうと認められる再生可能エネルギー電気の量に当該再生可能エネルギー電気に係る調達価格を乗じて得た額を限度として補償を求めることができること、及び当該補償を求められた場合には当該接続請求電気事業者はこれに応じなければならないこと（当該接続に係る契約の締結時において、当該特定供給者及び当該接続請求電気事業者のいずれもが予想することができなかった特別の事情が生じた場合であって、当該特別の事情の発生が当該接続請求電気事業者の責めに帰すべき事由によらないことが明らかな場合を除く。）。

（新設）

四　当該特定供給者が、次に掲げる事項について当該接続に係る契約の内容とすることに同意しないこと。

イ　接続請求電気事業者の従業員（当該接続請求電気事業者から委託を受けて保安業務を実施する者を含む。）が、保安のため必要な場合に、当該特定供給者の認定発電設備又は特定供給者が維持し、及び運用する変電所若しくは開閉所が所在する土地に立ち入ることができること。

ロ　当該特定供給者（当該特定供給者が法人である場合にあっては、その役員又はその経営に関与している者を含む。）が、暴力団等に該当しないこと、及び暴力団等と関係を有する者でないこと。

ハ　当該接続に係る契約に関する訴えは、日本の裁判所の管

轄に専属すること、当該接続に係る契約の準拠法は日本法によること、及び当該接続に係る契約の契約書の正本は日本語で作成すること。

ニ　当該特定供給者に係る認定（第七条、第八条第一項第一号から第九号まで、同条第二項、第十一条及び第十一条の二において単に「認定」という。）がその効力を失った場合に、接続請求電気事業者が、当該接続に係る契約を解除できることとすること。

ホ　当該特定供給者が、当該接続に必要な第五条第一項各号に掲げる費用を当該接続に係る契約の締結後一月以内に支払わない場合に、接続請求電気事業者が、当該接続に係る契約を解除できることとすること。

ヘ　当該接続に係る契約において当該契約の締結後相当の期間内の期日として当該認定発電設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気の供給を開始する予定の日を定めること、並びに当該特定供給者が特段の理由がないのに当該日を経過してもなお当該認定発電設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気の供給を開始しない場合に、接続請求電気事業者が、当該接続に係る契約を解除できることとすること。

五　接続請求電気事業者が、当該接続の請求に応じることにより、被接続先電気工作物に送電することができる電気の容量を超えた電気の供給を受けることとなることが合理的に見込まれること（次に掲げる措置を講じた場合に限る。）。

イ　当該接続請求電気事業者が当該特定供給者に対し、その裏付けとなる合理的な根拠を示す書面を示した場合

ロ　当該接続請求電気事業者が、特定供給者による接続の請求に応じることが可能な被接続先電気工作物の接続箇所の

轄に専属すること、当該接続に係る契約の準拠法は日本法によること、及び当該接続に係る契約の契約書の正本は日本語で作成すること。

ニ　当該特定供給者に係る認定（第七条、第八条第一項第一号から第九号まで、同条第二項、第十一条及び第十一条の二において単に「認定」という。）がその効力を失った場合に、接続請求電気事業者が、当該接続に係る契約を解除できることとすること。

（新設）

（新設）

五　接続請求電気事業者が、当該接続の請求に応じることにより、被接続先電気工作物に送電することができる電気の容量を超えた電気の供給を受けることとなることが合理的に見込まれること（次に掲げる措置を講じた場合に限る。）。

イ　当該接続請求電気事業者が当該特定供給者に対し、その裏付けとなる合理的な根拠を示す書面を示した場合

ロ　当該接続請求電気事業者が、特定供給者による接続の請求に応じることが可能な被接続先電気工作物の接続箇所の

うち、当該特定供給者にとって経済的にみて合理的な接続箇所を提示し、当該接続箇所が経済的にみて合理的なものであることの裏付けとなる合理的な根拠を示す書面（当該接続箇所の提示が著しく困難な場合においてはその旨、及びその裏付けとなる合理的な根拠を示す書面）を示した場合

六　接続請求電気事業者が、当該接続の請求に応じることにより、第三号イの規定により当該接続請求電気事業者が損害の補償をすることなく当該特定供給者に求めることができる認定発電設備の出力の抑制の上限までの出力の抑制を行ったとしてもなお、当該接続請求電気事業者が受け入れることが可能な電気の量を超えた電気の供給を受けることとなることが合理的に見込まれること（当該接続請求電気事業者が当該特定供給者に対し、その裏付けとなる合理的な根拠を示す書面を提出した場合に限る。）。

七　当該特定供給者が、指定電気事業者（第三号イの規定により当該接続請求電気事業者が損害の補償をすることなく当該特定供給者に求めることができる当該種類の認定発電設備（経済産業大臣が指定する種類の再生可能エネルギー発電設備に限る。）の出力の抑制の上限（以下「特定上限」という。）を超えて出力の抑制を行わなければ当該再生可能エネルギー発電設備により発電された電気を追加的に受け入れることができなくなることが見込まれる電気事業者として経済産業大臣が指定する電気事業者をいう。以下同じ。）が特定上限を超えて出力の抑制を行わなければ追加的に当該再生可能エネルギー発電設備によって発電された電気を受け入れることができなくなった後に、当該指定電気事業者と法第五条第一項に規定する接続を行おうとする場合（第九号に掲げる場合

うち、当該特定供給者にとって経済的にみて合理的な接続箇所を提示し、当該接続箇所が経済的にみて合理的なものであることの裏付けとなる合理的な根拠を示す書面（当該接続箇所の提示が著しく困難な場合においてはその旨、及びその裏付けとなる合理的な根拠を示す書面）を示した場合

六　接続請求電気事業者が、当該接続の請求に応じることにより、年間三十日の第三号イに規定する認定発電設備の出力の抑制を行ったとしてもなお、当該接続請求電気事業者が受け入れることが可能な電気の量を超えた電気の供給を受けることとなることが合理的に見込まれること（当該接続請求電気事業者が当該特定供給者に対し、その裏付けとなる合理的な根拠を示す書面を提出した場合に限る。）。

七　当該特定供給者が、指定電気事業者（年間三十日を超えて出力の抑制を行わなければ経済産業大臣が指定する種類の再生可能エネルギー発電設備により発電された電気を追加的に受け入れることができなくなることが見込まれる電気事業者として経済産業大臣が指定する電気事業者をいう。以下同じ。）が年間三十日を超えて出力の抑制を行わなければ追加的に当該再生可能エネルギー発電設備によって発電された電気を受け入れることができなくなった後に、当該指定電気事業者と法第五条第一項 に規定する接続を行おうとする場合にあっては、当該認定発電設備の出力の抑制に関し次に掲げる事項を当該接続に係る契約の内容とすることに同意しないこと。

を除く。）にあっては、当該認定発電設備の出力の抑制に関し次に掲げる事項を当該接続に係る契約の内容とすることに同意しないこと。

イ　当該指定電気事業者が回避措置を講じたとしてもなお当該指定電気事業者の電気の供給量がその需要量を上回ることが見込まれる場合（当該特定供給者が第二条第一号又は第二号に掲げる太陽光発電設備を用いる者である場合にあっては、当該指定電気事業者が回避措置を講じ、及び第二条第三号に掲げる太陽光発電設備について出力の抑制を行ったとしてもなお当該接続請求電気事業者の電気の供給量がその需要量を上回ることが見込まれる場合）において、当該特定供給者は、当該指定電気事業者の指示に従い当該認定発電設備の出力の抑制を行うこと（当該接続請求電気事業者が用いる太陽光発電設備及び風力発電設備の出力も当該特定供給者の認定発電設備の出力と同様に抑制の対象としている場合に行われるものである場合に限る。）。

ロ　当該特定供給者が、イに規定する出力の抑制により生じた損害の補償を求めないこと（当該指定電気事業者が当該特定供給者に書面により、当該回避措置を講じたこと、当該回避措置を講じてもなお当該指定電気事業者の電気の供給量がその需要量を上回ると見込んだ合理的な理由及び当該指示が合理的なものであったことを、当該指示をした後遅滞なく示した場合に限る。）。

ハ　当該特定供給者が、イに規定する出力の抑制を行うために必要な体制の整備を行うこと。

八　（略）

九　指定電気事業者と法第五条第一項に規定する接続を行おうとする場合（特定上限を超えて出力の抑制を行わなければ追

イ　当該指定電気事業者が回避措置を講じたとしてもなお当該指定電気事業者の電気の供給量がその需要量を上回ることが見込まれる場合において、当該特定供給者は、当該指定電気事業者の指示に従い当該認定発電設備の出力の抑制を行うこと（原則として当該指示が出力の抑制を行う前日までに行われ、かつ、自ら用いる太陽光発電設備及び風力発電設備の出力も当該特定供給者の認定発電設備の出力と同様に抑制の対象としている場合に行われるものである場合に限る。）。

ロ　当該特定供給者が、イに規定する出力の抑制により生じた損害の補償を求めないこと（当該指定電気事業者が当該特定供給者に書面により、当該指示を行う前に当該回避措置を講じたこと、当該回避措置を講じてもなお当該指定電気事業者の電気の供給量がその需要量を上回ると見込んだ合理的な理由及び当該指示が合理的なものであったことを、当該指示をした後遅滞なく示した場合に限る。）。

ハ　当該特定供給者が、イに規定する出力の抑制を行うために必要な体制の整備を行うこと。

八　（略）

（新設）

加的に当該再生可能エネルギー発電設備によって発電された電気を受け入れることができなくなった後に、需要の増加その他の事情の変化により追加的に当該再生可能エネルギー発電設備によって発電された電気を受け入れることが可能となった場合に限る。）にあっては、当該特定供給者が、経済産業大臣が指定電気事業者ごとに定める条件に従わないこと。

2　接続請求電気事業者は、前項第三号イからニまで及び第七号イに規定する認定発電設備の出力の抑制の指示を行おうとする場合には、あらかじめその方法を公表しなければならない。

3　接続請求電気事業者は、第一項第三号イからニまで及び第七号イに規定する認定発電設備の出力の抑制が行われたときには、当該出力の抑制が行われた日の属する月の翌月に、当該出力の抑制が行われた日及び時間帯並びにその時間帯ごとに抑制の指示を行った出力の合計を公表しなければならない。

4　指定電気事業者は、第一項第七号イに規定する出力の抑制に関し、その日数及び時間帯の見通し並びにその根拠についての情報及び資料を公表しなければならない。

（認定基準）

第八条　法第六条第一項第一号の経済産業省令で定める基準は、次のとおりとする。

一～四　（略）

五　当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備が太陽光発電設備（破壊することなく折り曲げることができるもの及びレンズ又は反射鏡を用いるものを除く。）であるときは、次のイからハまでに掲げる種類に応じ、当該イからハまで

2　接続請求電気事業者は、前項第三号イ及び第七号イに規定する認定発電設備の出力の抑制の指示を行おうとする場合には、あらかじめその方法を公表しなければならない。

3　接続請求電気事業者は、第一項第三号イ及び第七号イに規定する認定発電設備の出力の抑制が行われたときには、当該出力の抑制が行われた日の属する月の翌月に、当該出力の抑制が行われた日及び時間帯並びにその時間帯ごとに抑制の指示を行った出力の合計を公表しなければならない。

4　指定電気事業者は、法第五条第一項による接続の請求をしようとし、又は請求をした者から求めがあった場合には、第一項第七号イに規定する出力の抑制に関し、その日数及び時間帯の見通し並びにその根拠についての情報及び資料を当該者に対し提供しなければならない。

（認定基準）

第八条　法第六条第一項第一号の経済産業省令で定める基準は、次のとおりとする。

一～四　（略）

五　当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備が太陽光発電設備（破壊することなく折り曲げることができるもの及びレンズ又は反射鏡を用いるものを除く。）であるときは、次のイからハまでに掲げる種類に応じ、当該イからハまで

に定める変換効率（工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本工業規格（以下この号、第六号及び第八号において「日本工業規格」という。）C八九六〇において定められた真性変換効率であって、完成品としての太陽電池モジュールの数値を元に算定された効率をいう。第十条第一項第二号において同じ。）以上の性能を有する太陽電池を利用するものであること。

イ　単結晶のシリコン又は多結晶のシリコンを用いた太陽電池　十三・五％

ロ　薄膜半導体を用いた太陽電池　七・〇％

ハ　化合物半導体を用いた太陽電池八・〇％

六～十三　（略）

2　法第六条第一項第二号の経済産業省令で定める基準は、次のとおりとする。

一～三　（略）

（軽微な変更）

第十条　法第六条第四項の経済産業省令で定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

一　（略）

二　認定発電設備（第二条第一号から第三号までに掲げる設備に限る。）に係る太陽電池について、当該太陽電池の製造の事業を行う者、種類、変換効率又は型式番号の変更

三　認定発電設備の出力の変更

四　認定発電設備に係る設備の区分等の変更を伴う変更

五　認定発電設備（第二条第一号及び第二号に掲げる設備に限る。）が供給する再生可能エネルギー電気の供給の方法の変更

に定める変換効率（工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本工業規格（以下この号、第六号及び第八号において「日本工業規格」という。）C八九六〇において定められた真性変換効率であって、完成品としての太陽電池モジュールの数値を元に算定された効率をいう。）以上の性能を有する太陽電池を利用するものであること。

イ　単結晶のシリコン又は多結晶のシリコンを用いた太陽電池　十三・五％

ロ　薄膜半導体を用いた太陽電池　七・〇％

ハ　化合物半導体を用いた太陽電池八・〇％

六～十三　（略）

2　法第六条第一項第二号の経済産業省令で定める基準は、次のとおりとする。

一～三　（略）

（軽微な変更）

第十条　法第六条第四項の経済産業省令で定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

一　（略）

（新設）

二　認定発電設備の大幅な出力の変更

三　認定発電設備に係る設備の区分等の変更を伴う変更

四　認定発電設備（第二条第一号及び第二号に掲げる設備に限る。）が供給する再生可能エネルギー電気の供給の方法の変更

六　認定発電設備が供給する再生可能エネルギー電気の計測の方法の変更

七　認定発電設備がバイオマス発電設備である場合にあっては、当該認定発電設備において利用されるバイオマスの種類の変更

（認定発電設備の設置に要する費用の内容及び当該設備の運転に要する費用の内容の報告）

第十二条　（略）

２　認定発電設備を用いて発電する者は、毎年度一回、当該認定発電設備の年間の運転に要した費用の内容を経済産業大臣に報告しなければならない。ただし、当該認定発電設備が第二条第一号又は第二号に掲げる設備であるときは、経済産業大臣が報告を求めた場合に限る。

（回避可能費用の算定方法等）

第十六条　（略）

２　電気事業者は、電気事業法第十九条第一項の規定に基づく認可を受けたとき及び同条第四項及び第七項に基づく届出を行ったときは、回避可能費用単価の算定に必要な事項について様式第八により経済産業大臣に届け出なければならない。

（納付金の額及び納付金単価を算定するための資料の届出）

第十九条　（略）

２　電気事業者は、法第十二条第三項の規定に基づき、毎年度、前項第一号に規定する事項については様式第九により当該年度の六月一日までに、前項第二号から第五号までに規定する事項については様式第十により当該年度の一月末日までに経済産業

五　認定発電設備が供給する再生可能エネルギー電気の計測の方法の変更

六　認定発電設備がバイオマス発電設備である場合にあっては、当該認定発電設備において利用されるバイオマスの種類の変更

（認定発電設備の設置に要する費用の内容及び当該設備の運転に要する費用の内容の報告）

第十二条　（略）

２　認定発電設備を用いて発電する者は、毎年度一回、当該認定発電設備の年間の運転に要した費用の内容を経済産業大臣に報告しなければならない。

（回避可能費用の算定方法）

第十六条　（略）

（新設）

（納付金の額及び納付金単価を算定するための資料の届出）

第十九条　（略）

２　電気事業者は、法第十二条第三項の規定に基づき、毎年度、前項第一号に規定する事項については様式第八により当該年度の六月一日までに、前項第二号から第五号までに規定する事項については様式第九により当該年度の一月末日までに経済産業

大臣に届け出なければならない。ただし、災害その他やむを得ない理由がある場合において経済産業大臣の承認を受けたときは、当該届出の期限を延期することができる。

（賦課金に係る特例の認定）

第二十一条　法第十七条第一項の認定の申請は、様式第十一による申請書を提出して行わなければならない。

２～４　（略）

５　法第十七条第一項の認定の申請は、同条第三項の規定の適用を受けようとする年度の前年度の十一月一日から十一月末日までの間に行うものとする。ただし、第二項第三号に掲げる書類については、同条第三項の規定の適用を受けようとする年度の前年度の十二月末日までに提出を行うことができる。

（立入検査の証明書）

第二十四条　法第四十条第一項の立入検査をする職員の身分を示す証明書は、様式第十二によるものとする。

２　法第四十条第二項の立入検査をする職員の身分を示す証明書は、様式第十三によるものとする。

大臣に届け出なければならない。ただし、災害その他やむを得ない理由がある場合において経済産業大臣の承認を受けたときは、当該届出の期限を延期することができる。

（賦課金に係る特例の認定）

第二十一条　法第十七条第一項の認定の申請は、様式第十による申請書を提出して行わなければならない。

２～４　（略）

５　法第十七条第一項の認定の申請は、同条第三項の規定の適用を受けようとする年度の前年度の十一月一日から十一月末日までの間に行うものとする。

（立入検査の証明書）

第二十四条　法第四十条第一項の立入検査をする職員の身分を示す証明書は、様式第十一によるものとする。

２　法第四十条第二項の立入検査をする職員の身分を示す証明書は、様式第十二によるものとする。

○平成二十四年経済産業省告示第百三十九号（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第三条第一項及び同法附則第六条で読み替えて適用される同法第四条第一項の規定に基づき、同法第三条第一項の調達価格等並びに調達価格及び調達期間の例に準じて経済産業大臣が定める価格及び期間を定める件）の一部を改正する告示　新旧対照条文

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
2　平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間において、法第五条第一項の接続に係る契約の申込みの内容を記載した書面の当該電気事業者による受領又は法第六条第一項に規定する経済産業大臣の認定（同条第四項に規定する変更の認定（認定発電設備の大幅な出力の変更（当該電気事業者による接続の検討の結果、出力を変更しなければならない場合を除く。）の認定に限る。）を受けた場合にあっては、当該変更の認定。）のうちいずれか遅い方の行為が再生可能エネルギー発電設備に係る調達期間の起算日前に行われた場合における当該行為に係る当該再生可能エネルギー発電設備に係る調達価格等は、前項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる再生可能エネルギー発電設備の設備の区分等に応じ、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおりとする。 表　（略） 3　平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間において、法第五条第一項の接続に係る契約の申込みの内容を記載した書面の当該電気事業者による受領又は法第六条第一項に規定する経済産業大臣の認定（同条第四項に規定	2　平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間において、法第五条第一項の接続に係る契約の申込みの内容を記載した書面の当該電気事業者による受領又は法第六条第一項に規定する経済産業大臣の認定（同条第四項に規定する変更の認定（施行規則第十条第一項第二号（当該電気事業者による接続の検討の結果、出力を変更しなければならない場合を除く。）に掲げる変更に限る。）を受けた場合にあっては、当該変更の認定。以下同じ。）のうちいずれか遅い方の行為が再生可能エネルギー発電設備に係る調達期間の起算日前に行われた場合における当該行為に係る当該再生可能エネルギー発電設備に係る調達価格等は、前項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる再生可能エネルギー発電設備の設備の区分等に応じ、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおりとする。 表　（略） 3　平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間において、法第五条第一項の接続に係る契約の申込みの内容を記載した書面の当該電気事業者による受領又は法第六条第一項に規定する経済産業大臣の認定のうちいずれか遅い

する変更の認定（認定発電設備の出力の変更であって、当該変更が十キロワット以上かつ当該認定発電設備の出力の二十パーセント以上のもの（当該電気事業者による接続の検討の結果、出力を変更しなければならない場合を除く。）に限る。）を受けた場合にあっては、当該変更の認定。ただし、施行規則第二条第一号から第三号までに掲げる設備であって、平成二十七年二月十五日から平成二十七年三月三十一日までの間において、法第六条第四項に規定する変更の認定（施行規則第十条第一項第二号に掲げる変更（施行規則第二条第三号に掲げる設備について、太陽電池の、製造の事業を行う者若しくは種類の変更（太陽電池の製造の事業を行う者が当該変更前の種類の太陽電池の製造の事業を行わなくなったことに伴う場合を除く。）又は変換効率を引き下げる変更に限る。）又は施行規則第十条第一項第三号に掲げる変更（出力を減少させる変更であって当該減少が十キロワット未満若しくは当該認定発電設備の出力の二十パーセント未満である場合、施行規則第二条第一号又は第二号に掲げる設備についてその出力の変更後も引き続きその出力が十キロワット以上となるものでない場合又は当該電気事業者による接続の検討の結果出力を変更しなければならない場合を除く。）に限る。）を受けた場合にあっては、当該変更の認定。）のうちいずれか遅い方の行為が再生可能エネルギー発電設備に係る調達期間の起算日前に行われた場合における当該行為に係る当該再生可能エネルギー発電設備に係る調達価格等は、前二項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる再生可能エネルギー発電設備の設備の区分等に応じ、それぞれ同表の中欄及び下方の行為が再生可能エネルギー発電設備に係る調達期間の起算日前に行われた場合における当該行為に係る当該再生可能エネルギー発電設備に係る調達価格等は、前二項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる再生可能エネルギー発電設備の設備の区分等に応じ、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおりとする。

欄に掲げるとおりとする。

表　（略）

表　（略）